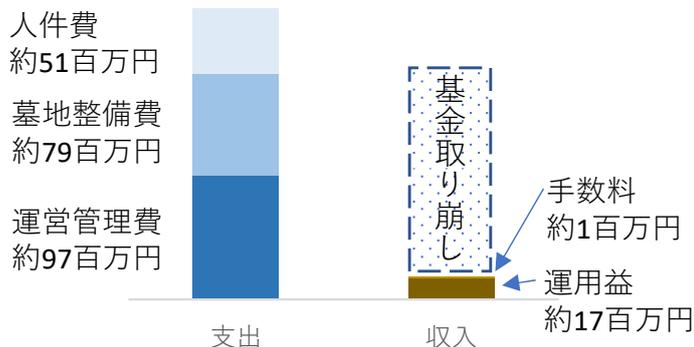


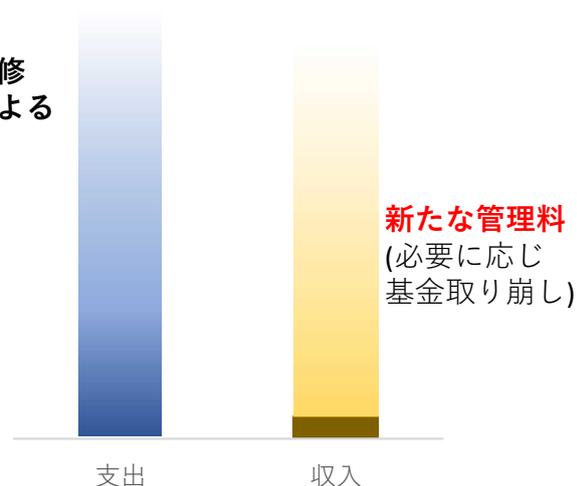
2 新たな管理料制度の方向性

【現状（R6年度予算）】



【今後】

計画改修
などによる
支出増



新たな管理料の料金水準の考え方

計画的に改修を進めて、安全快適に墓参できる環境を整えるため、計画改修を含めた運営費用を負担していただくが、極力過度な負担にならないよう、現在の清掃手数料（平均約7,700円/区画/年）に物件費や人件費高騰分を勘案して検討する

現状の清掃手数料【年換算】：5,160円（4m²区画）～ 20,640円（16m²区画）

※市営霊園は、緑地としての役割を持つほか近隣住民の散策の場ともなっているため、必ずしも維持管理費用の全額を受益者負担とはしない

	考え方	方向性	他都市状況（政令市）
料金水準	上記のとおり	現在の清掃手数料を目安に検討	
徴収頻度	無縁化の抑制	1年ごと	1年:13市 5年:2市 20年:1市 徴収無し:3市
徴収単位	<ul style="list-style-type: none"> 負担の公平化(共用部分の管理費用であり、墓所面積に応じた負担はなじまない) 面積が広い墓所使用者の負担軽減 徴収に係る事務負担軽減・誤徴収防止 	区画単位	m ² :10市 区画:11市
許可取消に係る滞納年数	滞納していない方との不公平感を少なくする(ただし、墓石は祭祀に関する財産のため、慎重な取扱いが必要)	3年程度	3年:8市 5年:3市
減免制度	支払いできないために、墓じまいせざるを得ないような事態をなるべく回避(ただし、支払い能力のある親族への承継を促す必要あり)	生活困窮者または原則減免なし	あり:10市 無し:6市

無縁化疑い墓への対応

戸籍調査や承継の勧奨等により、極力早期に解消を図る

新制度開始後に使用者が判明した場合は、制度開始時点にさかのぼって管理料を徴収する